

忠清監營『詞訟録』について

山内 民博

はじめに

東京大学総合図書館に『詞訟録』という朝鮮本が所蔵されている。同図書館の朝鮮本コレクションである阿川文庫(1)に含まれる史料で、全二四冊。一九世紀末葉に忠清道の監營で作成されたとみられる訴訟・請願の記録である。また、ソウル大学校奎章閣にもほぼ同じ頃に忠清監營で作成されたと推定されている『詞訟録』一二冊があり、両者あわせると四六冊に及ぶ忠清監營の訴訟・請願記録が残されていることになる。

民が官に提出する訴訟・請願文書に所志・单子・上書・議送などがあり、まとめて所志類ないし民状と呼ばれる。所志類を接受した官ではその概要を記録に残すことがあり、一九世紀以降、地方官衙で作成されたものを中心に少なからず現在に伝わっている。名称には「所志膳書冊」「民状置簿冊」「民状草概」「訟案」「題辞案」「詞訟録」など様々あるが、今日では総称して民状置簿冊と呼ばれることが多い。(2) これまでも民状置簿冊は地方官衙の司法機能に関する史料として、あるいは当時の社会の諸側面を伝える史料として利用・分析されてきたが、その中で忠清監營『詞訟録』はほとんど関心の対象とはなってこなかった。(3) しかしながら、東京大学総合図書館阿川文庫本（以下、阿川本）と奎章閣所蔵本（以下、奎章閣本）を一体のものとして考えるなら、民状置簿冊の中で量的にもっとも豊富なものといえ、また研究対象となることの少なかつた道々監營レベルの置簿冊でもある点、まずは注目するに値する史料であろう。

本稿ではこの忠清監營『詞訟録』について阿川本を中心に紹介し、その内容を検討しつつ『詞訟録』という史料の性格について

考えてみたい。今後の『詞訟録』を利用した研究の一助となれば幸いである。

一 『詞訟録』の概要

1 阿川本『詞訟録』の概要

阿川本『詞訟録』二四冊を示すと表1となる。いずれも写本で無界、作成・書写の担当者や作成地に関する直接の情報は記されていない。四針で線装されているが、大きさは冊ごとに違い、おおよそ縦は二四〇〜三〇〇cm、横は一七〇〜二〇〇cm。張数も三五〜一四一張と冊ごとに相当差がある。字は楷書に近く、半張に六行ないし八行のものが多い。行数は一冊の中ではほぼ統一されている。保存状態は一部破損個所がみられるものの、全体には良好である。

表紙の記載事項は冊ごとにやや異なるが、後代に表紙が補修されたと思われる三冊以外はいずれも左肩に「詞訟録第一」あるいは「詞訟録」

表1 阿川本『詞訟録』一覧

番号	表題干支等	収録期間	推定年
1	詞訟録第一 丙戌五月十三始二十七日終	丙戌5月13~27日	高宗23
2	詞訟録第二 丙〇五月二十八日始	丙戌5月28~6月9日	〃
3	(表紙補修)	丙戌6月11~29日	〃
4	詞訟録第四 丙戌七月日	丙戌7月2~29日	〃
5	(表紙補修)	丙戌8月1~30日	〃
6	詞訟録 〇戌九月日	丙戌9月1~29日	〃
7	詞訟録七 丙戌十月日	丙戌10月1~30日	〃
8	詞訟録八 丙戌十一月日	丙戌11月1~29日	〃
9	詞訟録九 丙戌十二月日	丙戌12月1~30日	〃
10	詞訟録 丁亥十二月三十六丈附 戊子正月日	丁亥12月28~戊子1月30日	高宗24/25
11	詞訟録 戊子二月日	戊子2月1~29日	高宗25
12	詞訟録 戊子三月日	戊子3月2~30日	〃
13	詞訟録 戊子四月日	戊子4月1~30日	〃
14	詞訟録 戊子六月日	戊子6月1~30日	〃
15	詞訟録 戊子七月日	戊子7月1~29日	〃
16	詞訟録 戊子八月日	戊子8月1~29日	〃
17	詞訟録 戊子九月日	戊子9月1~30日	〃
18	詞訟録 戊子十月日	戊子10月1~29日	〃
19	詞訟録 戊子十一月日	戊子11月1~27日	〃
20	詞訟録 戊子十二月日	戊子12月1~29日	〃
21	詞訟録 己丑正月日	己丑1月3~30日	高宗26
22	(表紙補修)	己丑2月3~29日	〃
23	詞訟録 己丑三月日	己丑3月1~30日	〃
24	詞訟録 己丑四月日	己丑4月1~24日	〃

などと墨書され、中央から右の下寄りに干支と月日など記事収録期間が記されている。本文第一行は干支と月日で始まるものが多く、第一・第二・第八冊のみ一行目に干支等に加え「詞訟録」の文字がみえる。全冊通して本文は日付のあとに訴訟・請願記録が続く形で、奥書などの記述はない。また官印等もない。

第一冊を例にとるなら、表紙左側に「詞訟録第一」と墨書され、右肩に「上」、右下に「丙戌五月十三始 二十七日終」とある。冒頭半張を引用すると、

丙戌五月 日詞訟録

十三日

一平沢老山浦民等、呈以稷山柳川牙山屯浦旅閣處潛売之物件、依完文定式公決事

題溯考文蹟從便以給向事 牙山官／稷山官

一稷山柳都正宅奴守業、呈以矣宅起墾番七斗落賭租已為備納、而張洪兩宅又為橫侵事

題詳查以給無至呼冤向事 兼官

と、日付に続いて一件ごとに「一」字の後に提訴・請願者の居住地姓名、訴・請願概要、監營の題辭(題)と宛先が吏読まじりの漢文で記される。以下、五月二十七日まで記事のない日を除くと十二日間、一六五件の記事が第一冊には収録されている。右二件の記事は紛争の解決を求める訴訟であるが、このほか「一鎮峇儒生等呈以、本邑客舍類圯、以社會放買修補之地事」(丙戌七月初三日)といった請願記事も多い。儒生が客舎の補修のため社會穀物の放買許可を求めたものであるが、ほかに免税、放積、孝子烈女の表彰(旌表)など多岐にわたる請願が載せられている。

こうした記事からみて、本『詞訟録』が訴訟・請願の概要と題辭を記録した民状置簿冊であることは明白である。また、提訴・請願者の居住地名としては右にみえる平沢・稷山のほか、公州・清州など忠清道各地の郡県(邑)名が全冊にわたってあらわれる。かつ平沢・稷山の例のように題は忠清道内各邑守令に対する指示である場合が多く、ときに兵營・水營への指示もみられる。さらに營吏の休暇申請など監營官属の業務にかかわる記事も散見される。⁽⁴⁾以上の諸点及び様式の共通性からみて、この二四冊の史

料は忠清監宮で接受した訴訟・請願に関する記録であると考えられる。

表紙や本文に記された干支月日以外には収録・作成時期を明示する記述はない。干支は丙戌・丁亥・戊子・己丑の四年にわたっているが、日付もあわせてみれば、丙戌五月十三日から丙戌十二月までの九冊と丁亥十二月末から己丑四月まで戊子五月を除いた一五冊に分けられる。⁽⁵⁾ 丙戌九月初七日の記事に「海防宮」、丙戌九月二十三日には「雲峴宮」⁽⁶⁾がみえる。海防宮は高宗二年（一八四四年）に設置され、同一五年に他宮とあわせ統衛宮に統合されている。⁽⁷⁾ 雲峴宮は周知のとおり興宣大院君の宮である。また、戊子九月初八日の記事では「日本人土田」が穀物を鴻山で買いつけたものの地方官により搬出を禁じられたとして穀主に対し代金の返還を求めているが、⁽⁸⁾日本人の内地行商が進むのは一八八〇年代後半からのことである。⁽⁹⁾ 以上を勘案するなら、丙戌、丁亥、戊子、己丑の四年は高宗二十三年（一八八六年）から二十六年（一八八九年）にあたるものとみて問題なからう。

ところで、『詞訟録』に記載されているのは監宮への提訴・請願に対し題辭が出された干支日付であって、『詞訟録』自体の作成時期ではない。ただ後論するように詞訟業務と民状置簿冊の作成は密接に結びついており、ほぼ同じ頃に作成されたのではないかと思われる。

2 奎章閣本『詞訟録』の概要

冒頭で述べたとおり、忠清監宮で作成されたと思われる『詞訟録』はソウル大学校奎章閣にも二冊が所蔵されている。奎章閣本『詞訟録』については、すでに沈載祐氏及び金仙卿氏による解題があり、ここでは両氏の解題にもとづきその概要を述べたい。⁽¹⁰⁾ 奎章閣には五種の『詞訟録』が所蔵されているが、そのうち二種が忠清監宮にかかわるものである。〈古五一二五―一八八〉本一冊と〈古五一二五―一八一〉本一冊がそれである。

〈古五一二五―一八八〉本は第一冊表紙に「忠清道詞訟録」と書かれ、第二冊から二冊までは「詞訟録」と記される。大部分の冊の表紙には干支と月日が記され、内容は日付に続いて訴訟・請願の概要と題辭が記録されている。干支によって各冊を分け

表2 忠清監宮『詞訟録』一覧

所蔵等	収録期間	推定年
阿川本1	丙戌5月13~27日	高宗23
阿川本2	丙戌5月28~6月9日	"
阿川本3	丙戌6月11~29日	"
阿川本4	丙戌7月2~29日	"
阿川本5	丙戌8月1~30日	"
阿川本6	丙戌9月1~29日	"
阿川本7	丙戌10月1~30日	"
阿川本8	丙戌11月1~29日	"
阿川本9	丙戌12月1~30日	"
奎章閣本1	丁亥閏4月1~28日	高宗24
奎章閣本2	丁亥6月1~29日	"
奎章閣本3	丁亥7月1~29日	"
奎章閣本4	丁亥8月1~29日	"
奎章閣本5	丁亥11月1~17日	"
奎章閣本6	丁亥11月17~29日	"
奎章閣本7	丁亥12月1~27日	"
阿川本10	丁亥12月28~戊子1月30日	高宗24/25
阿川本11	戊子2月1~29日	高宗25
阿川本12	戊子3月2~30日	"
阿川本13	戊子4月1~30日	"
阿川本14	戊子6月1~30日	"
阿川本15	戊子7月1~29日	"
阿川本16	戊子8月1~29日	"
阿川本17	戊子9月1~30日	"
阿川本18	戊子10月1~29日	"
阿川本19	戊子11月1~27日	"
阿川本20	戊子12月1~29日	"
阿川本21	己丑1月3~30日	高宗26
阿川本22	己丑2月3~29日	"
阿川本23	己丑3月1~30日	"
阿川本24	己丑4月1~24日	"
奎章閣本8	己丑8月19~9月1日	"
奎章閣本9	己丑11月1~27日	"
奎章閣本10	己丑11月27~12月9日	"
奎章閣本11	庚寅1月19~2月5日	高宗27
奎章閣本12	庚寅2月25~閏2月22日	"
奎章閣本13	庚寅閏2月22~3月7日	"
奎章閣本14	庚寅6月15~7月7日	"
奎章閣本15	庚寅7月10~28日	"
奎章閣本16	庚寅9月26~10月3日	"
奎章閣本17	辛卯1月22~2月12日	高宗28
奎章閣本18	辛卯2月12~3月11日	"
奎章閣本19	辛卯3月11~4月6日	"
奎章閣本20	辛卯4月8~4月27日	"
奎章閣本21	辛卯4月28~5月28日	"
奎章閣本22	辛卯5月29~7月14日	"

ば丁亥年が七冊、己丑年三冊、庚寅年五冊、辛卯年六冊である。記事中、提出者の居住地には、礼山・魯城・結城など忠清道各地の郡県があらわれ、また守令や鎮宮に処理を指示する題がみえることから、題を出したのは忠清道觀察使であると判断される。第一冊には丁亥閏四月の記事が収録されているが、朝鮮時代後期に閏四月のある丁亥年は高宗三四年（一八八七年）のみであり、したがって丁亥年は高宗二四年、己丑から辛卯は同二六年（一八八九年）から二八年（一八九一年）にあたる。

〈古五二二五―一八八〉本一冊は、表紙に「詞訟録」と題され、庚寅六月一五日から七月初七日までの記事が収録されている。内
 容は〈古五二二五―一八八〉本と同様であり、忠清監宮に提出された訴訟・請願の記録と考えられる。華商の訴状や戸布に言及し

た記事がある点からみて、庚寅年は高宗二十七年（一八九〇年）にあたる。

以上、先学の解題によって簡単に奎章閣本『詞訟録』を紹介したが、阿川本『詞訟録』と同じく忠清監宮で作成された民状置簿冊であり、时期的にも近接する本来一連の記録であったと考えられるのである。表2は阿川本と奎章閣本の記事収録期間を一覧したものである。奎章閣本丁亥年の七冊は、阿川本の第九冊と第一〇冊の間に位置し、奎章閣本己丑年以下一四冊は阿川本第二四冊の後にくる。こうしてみると、漏落部分は少なくないものが高宗二三年から一八年までの六年間、おおよそ四五月程度にわたる忠清監宮の訴訟・請願記録が残されているわけで、これは現存する地方官衙の民状置簿冊としてはもっとも豊富なものであるといえる。なお、忠清監宮の民状置簿冊は今のところこの『詞訟録』四六冊が確認されるだけである。⁽¹¹⁾

『詞訟録』の伝来経緯は明らかではない。阿川文庫は阿川重郎が朝鮮で収集した朝鮮本を一九二五年に東京大学文学部で購入したものが主をなすことからして、公州の忠清監宮で保管されていた『詞訟録』が併合を前後する時期に散逸し、一部が阿川の手を経て東京大学に、一部が奎章閣に伝えられることになったものであろうか。

3 忠清監宮と監宮詞訟

本『詞訟録』が忠清道の監宮で作成されたことはすでに述べたとおりであるが、『詞訟録』を検討する前提としてこの節では忠清監宮と監宮における詞訟業務の概略についてみておきたい。

忠清道には他道と同じく觀察使一員（従二品）⁽¹³⁾が置かれ、五四の郡県を擁する忠清道を統治していた。監司とも呼ばれる觀察使は「摠治一道之政」という表現にあらわれているように道統治の最高責任者であり、王朝後期には監宮のあった公州牧の牧使を兼ねていた。国王への直啓権をもち、道内の守令（郡県に派遣された地方官）を糾察し、勸農・各種収税・貢納・賑恤など道行政を担当し、軍事面でも兵馬節度使・水軍節度使、さらに王朝後期には巡察使まで兼任する道内軍事の最高権者であった。そして司法面でも流刑以下の直断権をもって獄訟・詞訟にあたったのである。⁽¹⁴⁾

こうした觀察使の権限・機能は朝鮮王朝初期以降次第に強化される方向にあり、任期も当初一年であったものが、一八世紀後半までには二年が原則となった⁽¹⁸⁾。また、王朝前期には觀察使は任期の大半を道内各邑の巡歴に費やしていたが、後期にはいと巡歴は春秋二回に限られるようになり、一八七〇年代過ぎからは定期的な巡歴はおこなわれなくなったとみられている⁽¹⁹⁾。巡歴の減少にともない觀察使は在任期間の多くをみずからの官衙である監營にあって執務するようになり、道の統治機関として監營の役割は重みを増していた⁽²⁰⁾。

監營が公州に定められたのは壬辰倭乱後、一七世紀初めのことであった。觀察使の下には幕僚である裨將・中軍、道政の実務にあたる營吏、そのほか啓書・鎮吏・通引・營奴婢・使令・冊匠・墨匠・妓生など多くの官属、中央から派遣される審察・檢律・画師などがいた⁽²¹⁾。營吏は郡県郷吏と同じく六房(吏・戸・礼・兵・刑・工)にわかれて事務を分掌し、道内各邑郷吏が交替で立番した⁽²²⁾。監營吏属の数はしだいに増加する傾向にあり、また一九世紀中葉の邑誌には宣化堂はじめ裨將庁、營吏庁などの庁舎や各種倉庫が五十あまり列挙されていて、当時の監營の規模の大きさをうかがわせる⁽²⁴⁾。

このように王朝末期にかけて整備・拡大されてきた監營にあって、詞訟、すなわち民の訴訟・請願を接受し処理することは重要な業務の一つであった⁽²⁵⁾。監營に提出される訴訟・請願文書を議送というが、訴えの宛先は觀察使であり、題辞を出すのも觀察使であった。次の史料は議送の一例である⁽²⁶⁾。

道内公州居南進士宅山直金明龍

右議送事段、右宅去甲辰年遭親喪、給備壹百玖拾兩、買得山麓於本邑寺合面月隱洞、以為過葬是乎所、(中略)山下居李道玄為名班、素以愚蠢不知法意之人、每每犯斫長養之松、脅勒咆喝、不可以私力禁斷、故右宅懲勵次、呈訴連有嚴題、而李班每每

隱避不被捉、此所謂一化外氓也、于今近五十年而逐年乱斫便若無所忌憚天下、(中略)故茲敢前後文蹟帖聯仰訴、伏乞

細細洞燭後、李班道玄捉囚嚴治、五十年以来犯斫之松備当為万余兩矣、一一推給之意、嚴明題下俾雪憤惋、使彼愚濫悖頑之李班得以知戢、千万望良為白只為

行下向教是事

巡使道主 処分

庚寅十一月 日 議送

巡使（揮筆）（押）

（題辭） 查実如伏懲推以給向事 山在官 初九日 （忠清道觀察使之印 三個処）

本文を一部略したが、忠清道公州居南進士宅の山直金明龍が主人に代わって觀察使（巡使）に提訴した議送である。内容は墓地付近の松楸に関する紛争で、元隻（被告）の処罰と松楸の弁済を求めている。監宮の出した題辭は「山在官」、この場合觀察使兼任の牧使に代わって公州守令の役割を担う判官に対し、調査の上訴えのとおりであれば元隻を懲罰し松楸を推給させるよう指示している。通常は訴えを最初から觀察使出すことはなく、まずは郡県守令に提訴する。右事例でも「不可以私力禁断、故右宅懲勵次、呈訴連有嚴題」とあり、實際同一人がこれより前の甲戌年と丁丑年に公州牧に出した計三通の所志が残っている。⁽²⁸⁾ 郡県レベルで解決できず觀察使に提訴したわけで、その意味で監宮における詞訟は上級審的な役割をもっていた。

議送は提訴・請願者ないしその代理人が監宮に、あるいは觀察使が巡歴中はその巡歴先に赴き提出した。⁽²⁹⁾ 提出された議送には、監宮において題辭が書き入れられる。郡県詞訟において題辭は、官の判決・決定・認可等にあたるもの、紛争当事者の召還を命じるなど一連の裁判過程の開始を意味するにとどまるもの、また訴えを退けるものなど様々で、それは提出された所志及び案件の性格により異なる。⁽³⁰⁾ 議送の場合も同様であるが、議送では訴えの棄却と並んで管下守令に調査のうえ処置するよう命じるものが多いのが特徴である。この点、詳しくは次章において検討する。

さて、議送の題辭は觀察使の名において出されるが、実際に觀察使がどの程度関与していたのかは判然としない。『関西総覽』（東京大学総合図書館蔵）によれば、平安道の場合、詞訟の実務を担当したのは刑房の堂吏（刑房執吏・外番刑吏）であった。

刑掌

刑房執吏「二人」、外番刑吏「三人中一人兼執綱」、執吏則各様文牒專管告課承令奉行、外番則一從執吏指揮、各項文牒統領修正奉行事。

詞訟段、一從民人來訴、隨時裁斷事。

〔関西総覽〕二、宮房各掌条、「」内は割註

忠清監官に「刑房宮吏」がいたことは『詞訟録』から確認でき、おそらく忠清道においても彼らが詞訟実務を担っていたと考えられる。また、丁若鏞は觀察使の巡歴を批判する中で、巡歴中の題の発給が觀察使にかわり宮吏によっておこなわれていると述べており、仮にいくらかの誇張があるにせよ、監宮宮吏（刑房宮吏）が深く題辞発給に関わっていたことをうかがわせる。

題辞が発給された議送は提訴者に返却される。先にあげた「南進士宅山直金明龍」呈の議送のように題に宛先（到付先）が指示されている場合、提訴者は議送をもって自ら当該官衙等に赴き提出する。同事例では、金明龍は庚寅十一月初九日に議送に題を受け、同月中に山在官である公州牧へ議送を付した所志をあらためて提出し、元隻の処罰と松僞の推給を求めた。対して同月十九日に公州の判官は査処のため元隻を捉来するよう提訴者に命じた。その後、元隻李道玄の子が捉致されると李道玄は公州牧に南進士の不当を提訴するという経過をたどり、同月二十八日、判官は李道玄側が南進士宅から問題となっていた墓山を買い取るという形で決着させる題を出している。

4 『詞訟録』の作成

では、監宮詞訟の過程において『詞訟録』はどのようにして、何のために作成されたのであろうか。残念ながら前掲金明龍呈の議送に対応する記事は現存する『詞訟録』になく、直接に対照することはできないのであるが、類似した記事を『詞訟録』からひろってみよう。

一 恩津尹主事宅奴上万、呈以隣居常漢全文先斫伐矣宅先塋松楸、故欲為禁断矣、反為醜辱毆打事。

題果如状辞、金文元之所為万々駭悖、即為捉致、詳查公決向事 山在官（戊子八月十三日）

前掲議送と比べるなら、まず議送の提出者名が居住地とあわせ記され、その後に提訴の内容が簡潔に要約されているとみなせる。題は『詞訟録』の中に長文の題もあることから、略さずに全文を記しているものと思われる。このように『詞訟録』からは訴え

の詳しい内容はわからず、仮に証拠となる文券などが提出されていたとしても記録に残らない。情報は提出者と訴訟・請願の概略及び題辞にとどまるのである。

そもそも『詞訟録』のような民状置簿冊は、その作成が法的・制度的に義務づけられていたわけではない。獄訟に関わっては、殺獄事件は当然中央に報告せねばならず、また『関西総覧』には刑房の任務として「徒流案」などの作成と中央への報告があげられている。⁽³³⁾ それに対し、監宮で接受した詞訟は通常報告する必要はなく、『詞訟録』はあくまで監宮内部の資料として作成されたと考えられる。⁽³⁴⁾

郡県詞訟の場合、各種牧民書等に置簿冊作成に関する記述が散見され、『詞訟録』について考える参考となる。⁽³⁵⁾

A所志中、事之稍大者、小冊臚其呈訴人姓名住状内語月日、無妨呈状者久不就下、伝令該面、以某里某人以某事来呈故題給已久、尚不就下兩隻即為捉送云、而至則查決為可、若或有自下私和日久、則状者治罪可也。〔居官雜録〕、『居官雜録』所收⁽³⁶⁾

B一民状中、事係倫紀・田政・軍政・還政・官屬作弊等事及其他可治之事、則必嚴題、而這這使首通引置簿於一空冊、計其日字、過限無推下之事、伝令該面曰、某民以某事来呈一訴、而日字此久、尚無皂白、其間委折詳査以報、云云。或該面尊位治之、或捉致官庭治之、從輕重懲勵、則奸民畏之、可杜妄訴之弊也。〔先覺〕追録文状、『朝鮮民政資料牧民篇』所收⁽³⁷⁾

C所志、毎日通引及刑房、抄某面某人訴語之大略、一一記録於冊子、時時披見、則一事再呈・推捉不来等、無遺漏之患也。〔居官大要〕二民訴、『朝鮮民政資料牧民篇』所收

D凡所志題辭末端、必書告課刑吏姓名、以防其奸、且多繫空冊、分類各面、民訴之大旨及題辭一々臚書後、原状出給状民、以為後考、或有不得題改名更訴者、一日再呈者、未能周察、故每々考閱前日之臚訴、則所得不少矣。〔牧綱〕断訟題訴、『朝鮮民政資料叢書』所收⁽³⁸⁾

Aは重要な案件について、Bはより詳しく倫紀・田政・軍政・還政・官屬作弊と「其他可治之事」に関して置簿を作成するよう述べ、C・Dは案件を限定することなく所志処理の業務の中に置簿冊作成を位置づけている。右に挙げた牧民書は英祖代一八世紀以降のものであり、現存する民状置簿冊は一九世紀以降、中でもその後半に集中することからして、詞訟の記録を残すようになって

たのはそう古いことではなかったであろう。現存する監宮で作成された民状置簿冊には忠清道のほか、慶尙(北道)・全羅・黄海・江原・咸鏡各道のもが断片的に残り、その中では哲宗五・六年(一八五四・五五年)の記事を載せる黄海道の『海宮訟案』が最も古い。『詞訟録』以前に忠清監宮の民状置簿冊があったのか直接に判断する材料はないが、仮に存在したとしても大きくはさかのぼらないのではなからうか。

置簿冊を作成するのは通引や刑房(B・C)であり、⁽⁴⁾Dによるなら空冊に謄書した後、所志を提出者に出給するとある。おそらく忠清監宮においても事情は同様で、刑房官吏・通引などの手により議送の処理過程の中で『詞訟録』が記録されたのであろう。また、民状置簿冊作成の目的としては、出題後期限が来ても就下しないものを把握したり(A・B・C)、「一事再呈」や「改名更訴」を防ぐことがあげられている(C・D)。当時の訴訟制度において「官は裁判の開始と終結を一貫して掌握することができなかった」のであり、「民状置簿冊の作成は官において裁判過程を把握するための最小限度の裁判記録の保存を目的とするもの」であったという金仙卿の説明が要をえているであろう。⁽⁴⁾ただ最小限度であれこうした記録が残されるようになったということは、監宮に即しているなら監宮詞訟体制の強化であり、広く監宮機能強化の一環としてとらえられる。

二 監宮詞訟の諸相と『詞訟録』……戊子八月冊の検討

1 戊子八月冊について

この章では戊子(高宗二五年・一八八八年)八月の記事を収録する阿川本『詞訟録』第一六冊を事例としてとりあげ、具体的に『詞訟録』と監宮詞訟の性格について検討してみたい。それに先だって、まず阿川本『詞訟録』に収録された記事件数を一覧しておこう。表3は阿川本『詞訟録』について干支・月別に記事の記録された日数と件数とをまとめたもので、第一〇冊の丁亥十二月分は省いている。

三年間のうち三ヶ月の記録が残り、総計すると六〇三日分、件数では七九二件となる。表には示していないが、三年分全体の平均では、月当たりおよそ二七日、三五二件程度となる（十三日以降の記録しかない丙戌五月と二十四日までの記録しかない己丑四月を除く）。『関西総覧』には「詞訟段、一従民人來訴、隨時裁断事」とあったが、実際は毎日近くに近く議送を処理していたわけで、一日当たりでは多い日に四九件、平均して一三件ほどに達する。

年次別の比較や月ごとの推移をみるには不十分なデータであるが、しいていえば正月から四月にかけてと八月九月以降年末にかけてが多めという傾向であろうか。地方における詞訟に関して、法典は春分（二月中）から秋分（八月中）まで重要な案件を除き聴理を認めていない（『経国大典』刑典停訟条）。確かに春分秋分間はやや件数が少なめといえなくもないが、法典どおりに詞訟業務が運営されていたのではなさそうである⁽⁴³⁾。

この中から戊子八月を選び検討するが、月・年による相違は当然予想されるところで、一月だけを選んでの分析には限界がある。また、戊子年は旱災がひどかった年で、八月冊には旱災関係記事が頻出する。その意味では特殊な時期なのであるが、逆に『詞訟録』及び監當詞訟の性格を考える上では示唆するとこ

表3 阿川本『詞訟録』月別件数

	丙戌（高宗23年）		戊子（高宗25年）		己丑（高宗26年）	
	日数	件数	日数	件数	日数	件数
1月	—	—	25	290	27	383
2月	—	—	27	400	25	444
3月	—	—	26	406	28	464
4月	—	—	28	510	23	365
5月	15	165	—	—	—	—
6月	25	239	28	226	—	—
7月	27	168	26	269	—	—
8月	26	239	23	324	—	—
9月	25	374	30	285	—	—
10月	30	386	28	267	—	—
11月	29	513	25	371	—	—
12月	30	433	27	400	—	—
合計	207	2,517	293	3,748	103	1,656

* 丙戌5月は13日以降、己丑4月は24日まで

ろの多い事例であると考え、試掘の意味で概要を示すこととしたい。戊子八月は一日から二九日まで二三日分、三三四件の記事が残る。以下、提出者、訴訟・請願の内容、題辞について順にみていこう。

2 提出者

『詞訟録』収録各記事は、冒頭に議送提出者の居住地として郡県等の名称が、ときに面・洞里名も含め記される。郡県レベルでいえば、忠清道内の郡県が五一、道内の營・鎮が四、道外地名が八あらわれる。道内ほとんどの郡県を網羅しており、道外では京、開城、京畿楊州・水原、慶尚道慶州、全羅道高山・錦山、咸鏡道がみえる。地名を記載しない記事も二七件あるが、その大半は監營吏属が提出したものである。

件数で一〇件以上の地名を示すと、公州四一件、保寧二一件、恩津一五件、藍浦一四件、瑞山一三件、洪州二二件、泰安二二件で、監營吏属の提出分を合わせれば、監營所在地公州の比率が二割に近い。道外件数はあわせて一五件で、全三三四件の大部分は道内からの訴訟・請願であった。なお、道外からの案件も元隻が道内居住者であるなど忠清道と関わって提訴・請願している。地名のあとに多くの場合提出者の姓名(奴は名のみ、女性は名は記されない)が続く。中には儒生・進士・營吏・在囚など身分・職役にかかわる情報が記載されている記事もあるが、それは一部にとどまり、提出者の身分を把握するには限界がある。ここでは仮に吏属・儒任(監營の營吏・官属、郡県や駅の吏・将校、郷校齋任など)と在囚を別にわけ、それ以外を単独での提出か複数での提出(等訴)かによって分類してみると次のとおりである。

A 吏属・儒任 三四件 B 在囚 一七件 C 単名(A B以外) 一九五件 D 複数名(A B以外) 七八件

吏属の場合、營吏等の休暇や点考免除の申請のほか、賦税収取に関わる案件が多い。たとえば、「一結城諸吏金弘駿等、呈以本邑今年上納不足米為二百三十九石零、特為矯球事」(戊子八月二十五日)のように、郡県の賦税業務に関わって郷吏が觀察使に請願している例である。守令から觀察使へのルートとは別に郷吏が直接監營に要請しているわけで、地方統治システムを考える上

で興味深い事例であろう。⁽⁴⁴⁾ 在囚の多くは放釈・許贖を請願する内容であるが、中には滞囚中の船員が食債のため船を売ることを認めるよう求めているものもある。

これ以外の一般の民の議送提出者は多様であるが、複数名での提出が全体の二四％に達する。そして、その中には「韓山西下面居民等」「瑞山大小民人等」のように、ある地域の民がその地域の利害に関わって共同で訴訟・請願をおこなっている例が少なくない(五五件)。進士・儒生など士族層であることを明示する例は一二件、「瑞山鄭寧辺宅奴永卜」のように奴が主人に代わって提出している例が二一件ある。このほかにも上層身分からの提出があったことは予想されるが、かといって彼らが多くを占めたといえるだけの根拠もない。奴が自身の利害に関わって提訴している例や、商工業に関わる「祿商」「商民」「咸鏡道布商」「小船主」「冊匠」「墨匠」などもみえ、監宮詞訟が広く民に開かれていたとはいえよう。⁽⁴⁵⁾ また、女性の提出は一四件で、在囚中の息子の放釈を求めるものが多い。⁽⁴⁶⁾

3 訴訟・請願の内容

訴訟・請願の内容をまとめたものが表4である。分類は記事の中に述べられる紛争や請願の内容によったが、境界は曖昧である。たとえば賦税をめぐる吏の横暴を告訴する記事と、提出者の置かれた状況には触れず単に難役免除特権の確認を求める請願との間の距離は実際にはあまりないであろうし、山訟の中で生じた殴打もある。そもそも簡略すぎて内容の把握しづらい記事も少なくない。便宜的に元隻(被告)が明示されているかどうかで訴訟と請願にわけ、訴訟の場合直接の請求事由より提訴に至った紛争の内容により分類し、五件以上のものを示した。したがって、墓地をめぐる紛争によるものは、その紛争の中での殴打や侮辱が含まれていても一括して山訟に入れている。また、同一人が同じ案件について複数回提訴・請願している例もあるが、それぞれ別に一件と数えた。

もっとも件数が多いのがその山訟である。墓山への部外者による埋葬(偷葬)を訴えるもの、逆に不当に埋葬を妨害されたとす

表 4 訴訟・請願の内容

訴訟・請願の内容	件数
山 訟	52
賦 税 減 免 請 願	48
放 積 請 願	36
債 銭 ・ 売 買 紛 争	37
吏 属 業 務 争 執	30
毆 打 ・ 侮 辱 争 執	17
土 地 税 紛 争	16
賦 誣 告 争 執	15
帖 牌 討 索	13
奴 婢 紛 争	7
吏 属 侵 虐 請 願	5
旌 表 ・ 願 留 請 願	5
そ の 他	32
計	324

るもの、墓山付近の松楸を不当に伐採しているとするとするもの、審理の結果掘移（墓の移動）を命じられたのに実行しないと訴えるものなど、基本的には墓域ないし山地の利用権・占有権に関わる紛争である。山訟は一八世紀以降の朝鮮社会の一つの特徴であり、監營レベルでも主要な案件であったことを確認できる。⁽⁴⁷⁾

次いで多いのが各種賦税の減免を求める請願で、そのうち三六件は旱災を理由に税の減免を求めている。「一韓山西下面居民等、呈以矣等所居之地、偏被旱災、結卜減給事」（戊子八月初六日）、「一燕岐大小民人等、呈以本県酷被旱災、特為優數執災之地事」（戊子八月二十日）といった例である。よく知られているようにこの年は全羅・慶尙兩道を中心に忠清道にかけ旱害が激しかった。中央では監營からの報告をもとに免税となる災結数と出税結数を十二月初めまでに調整・決定しており、⁽⁴⁸⁾そこでこの時期監營への減免請願が相次いでいるのであろう。郡県・面・洞里を単位に居民、大小民人などが共同で請願しているものがほとんどである。このほか戸布・雜役・還穀などの免除を求める集団、あるいは個人の請願がみられる。賦税に関して、表で賦税紛争として示した郡県吏などの不当な収税を訴える訴訟も少なくなく、賦税関連の訴訟・請願が監營詞訟のかなりを占める。また、ここには入れなかったが、防穀によって搬出できない穀物の輸去許可を求める請願もみられる。

放積請願は放積・許贖・代囚など囚に関わる本人や家族による請願である。審理中の滞囚のほか定配在囚も含まれ、流刑以下

を直断できる觀察使の権限と関わるのであろう。放積とは性格がやや異なるが、三兄弟で父の仇に復讐したが弟一人のみが滞囚されているので弟と同様の処分をするよう求める例もある（戊子八月十三日）。債銭・売買紛争には、土地をめぐるもの以外をまとめ、土地（耕作地）の所有権や売買に関わる紛争は土地紛争として別に示した。吏属業務としたのは、監營官吏・官属が休暇や点考免除を求めるもののほか、先にみた賦税収取に関する郷吏の監營への要請、また駅吏や官属工匠が補弊のため管下に庖厨を置く許可

を求める例などである。

以下、殴打・侮辱、誣告など目立つが、帖牌討索としたのは、「都事帖」「紅牌」「印牌」など何らかの職帖印牌を根拠に錢財を討索されたとする訴訟である。賦税ないし債銭と関わる可能性があるが別途まとめた。「一清州申允求、呈以生之族人成洙偽造都事帖、討索四百五十兩事」(戊子八月十一日)といった例で、偽造を主張するものが多い。旌表・願留請願とは、孝子などの表彰(旌表)や、現任守令の留任を求める民の請願である。四件以下の項目は一括したが、婚姻紛争、姦通、家産の打破など様々な事案が含まれる。

以上についてここで詳しく検討する余裕はないが、民事的あるいは刑事的な多様な紛争、各種の請願が監營に持ち込まれ接受されていたことをひとまず確認できる。この幅の広さからみて、接受した議送のうち特定の案件のみを選んで『詞訟録』が作成されたわけではおそろくなかろう。また、守令からの詞訟に関わる報告・照会などは含まれず、監營に吏屬や民が直接提出した詞訟案件のみ記録されていると考えられる。

ところで、記事の中には「已有訴」「前呈」など再度の監營への提訴・請願であることを示す記述がしばしばみられる。「一京畿楊州姜采熙、呈以生之從兄事、昨已有訴、而生之從兄獄中病廢、使生代囚之地事」(戊子八月初九日)といった例である。姜采熙は前日にも同様の請願をして却下されており、この日も題には「連日議送、極不穩當」とあって退けられた。さらに同月二十八日にもまた議送を出し棄却されている。類似の事例は珍しくなく、自己の要求が認められないと、あるいは自己に有利に事態が進行しないと、再度三度と提訴・請願を繰り返すことにはためらいはなかったようである。⁴⁹⁾

4 題 辭

題辭には題の執行を命じる先が末尾に記されることもあり、またそれが無い題もある。全記事中、三分の一に近い九九件に題の宛先が示されず、そのうち八四件は提訴・請願を却下したり、「待処分」などと保留するもので、提出者に直接宛てられていると

考えられる。

二〇〇件は「本官」「山在官」「水宮」など管下の郡県守令あるいは宮鎮宛の題であるが、多くは「詳查公決以給」「彼隻捉致、面質公決以給」など守令に調査・審理の上判決を出すよう指示する内容である。ただ、その中には「彼隻面質、到底詳查以報向事」など守令等に監督への報告を命じるものも七一件含まれる。旱災による賦税の減免請願に対しては、そもそも災結数の報告が守令の業務なのであるが、すべての記事で調査報告するよう当該守令に命じている。そのほか賦税をめぐる紛争、帖牌による討索、山訟、姦通などの一部で報告を求めており、監督が重要と判断した案件なのであろう。とくに帖牌による討索に関してはほとんどの題で報告とともに帖牌を押収し監督に送付するよう指示している⁽⁹⁾。

監督が一定の判断を示しているという意味では、先に述べた提訴・請願を棄却している題もそうである。また、逆に提出者の訴えを監督が認めている、あるいは訴えに沿う形で元隻を「嚴杖」「牢囚」するよう命じている題も、解釈にもよるが請願を中心に七〇件前後ある。財物の横領に関する提訴に「觀此所訴、李班之所為即非人也、實是強盜、(中略)即發將差捉致、嚴杖牢囚、所謂奪去汁物即刻推給、形止以報向事 本官」(戊子八月初二日)と題している例など元隻の処罰を明瞭に指示した題であり、中には訴えられた郡県・宮鎮の吏属等を処罰するよう命じているものもある。さらに偷葬の訴えに「七八之偷塚、何乃今日而訴是噓、疑惑則疑惑」(戊子八月二十日)と提訴者への疑いをにじませつつ守令に詳查を命じる題、提訴者である襦負商を逆に処罰するよう命じる題(戊子八月初三日)、監督に再び提訴してきた案件につき「已題查報、而胡尚無報來、又此來訴、莫知何故」(戊子八月初一日)と報告を送らない守令を叱責する題などもある。

こうしてみると監督における詞訟は単に形式的なものではなく、題辞を通して道内の訴訟・請願を管理し、守令・吏属を統制する一定の機能を果たしていたといえよう。国王を頂点とする国家の訴訟・請願処理体系の中で重要な役割をもっていたのであり、民にとっては郡県レベルで解決のつかない問題を訴える場であった。それだけに監督詞訟を円滑に処理していくためには「詞訟録」のような記録が最低限必要とされていたともいえる。

最後に、戊子八月冊中から忠清道保寧で生じた賦税をめぐる紛争をとりあげ、監營詞訟の具体相を示してみたい。この紛争にかかわる訴訟・請願は八月冊に六件みえ、さかのぼっては七月、くだっては十二月まで関連記事が残っている⁽¹⁾。それを再構成すると次のような概要となる。

保寧では前年・前々年に上納すべき大同米太を完納できず、五百四十余石が累積していた。紛争の原因となったのはこの不足分をどう処理するかという問題である。大同色の郷吏である崔炳周は儒林李裕高と協議し、李裕高は邑民を集め郷吏の要請にそって不足分を「結斂」(収税耕作地に付加)することとした。反対派の表現によれば「李裕高使李恩植率党会于邑底、私自許題於吏輩之訴」(戊子七月十三日)とある。李裕高については「儒林」「李班」などと称されているが、この記事から推測すれば郷任だったのであろうか。彼の開いた集会もおそらくは郷会とみなしてよからう。これに対し趙玩淳を中心として結斂に反対し李裕高・崔炳周を告発する監營への訴訟がおこった。趙玩淳については「温雅之士」「趙班」と称されており、保寧の土族であったのは確かであろう。さらに趙玩淳らは単に結斂に反対していただけではなく、「防弊」のため民から「斂錢」し八百両あまりを集めていた。この斂錢が大同不足分とどう関わるのか明確ではないが、無関係とは考えにくい。

七月十三日保寧儒生が李裕高・崔炳周を監營に告発すると、監營は訴えを大筋認めて二人を捉囚し取り調べの上報告するよう守令に命じた。これに対し同月二十九日に保寧諸吏が趙玩淳の斂錢を告発して結斂の正当であることを訴え、監營は「挾雜諸類」の捉囚取り調べを指示した。それを受けて李裕高・崔炳周・趙玩淳が保寧で捉囚されると、趙玩淳を支持する「保寧儒生」「保寧八面民人」らは李裕高・崔炳周を非難して趙玩淳の放釈を求め、李裕高の子と保寧諸吏らは趙玩淳を責めて李裕高・崔炳周の放釈を訴え、それぞれ十二月にかけ議送を繰り返し提出した。この間、保寧儒生金憲秀は「本邑民李裕高・趙玩淳等、以加結事、各自樹党、転相奔訴」(戊子九月二十四日)と、両者を非難し公決を求める訴えを監營に呈しており、保寧を二分ないし三分する

争いが続いたのである。監営は守令に対し調査審理して報告するよう何度も求めているが、保寧での審理は長期化した。翌己丑年正月十二日に李裕高の子が定配された父の贖積を監営に請願し、二月初三日には保寧諸吏が大同不足分の旅徴・斤徴と詳定代納許可を求めていることからすると、最終的には結斂は否定され李裕高は觀察使により流刑に処せられたようである。

この件をめぐっては、おそらく保寧内でも守令への提訴や各種通文・集会が数多かつたものと予想されるが、『詞訟録』から紛争の全容を把握することはできない。今後他の史料も含めより詳しく検討されるべきであろう。ただ、『詞訟録』を通じてある程度当時の社会の具体相に接近できる一例であるとはいえる。さらに、監営が郡県レベルでは決着のつかない紛争を解決する場として一定の役割を果たしていたこと、また民の側も監営をそういう場として認識し、利用していたことも確認できよう。もちろん、壬戌民乱や、この頃から再び頻発し始めた各地の民乱、そしてまもなく起こる甲午農民戦争を想起すれば、監営詞訟の機能に限界のあったことはいままでもないか。⁽¹²⁾

おわりに

本稿で論じ残している点は郡県民状置簿冊との比較を含め数多いが、最後にあらためて忠清監営『詞訟録』の史料的意義についてまとめて結びとしたい。

『詞訟録』の最大の価値は、なによりこの史料が一八八〇年代後半から一九〇〇年代初めにかけての六年間四六冊にわたって現存しているという点にある。断続しているとはいえ、これだけの期間まとまって記録が残っている例は民状置簿冊としては希有である。

この点を前提に述べれば、『詞訟録』は王朝末期にかけて変化・整備されていた觀察使・監営の機能を示す史料であり、限界はあるにせよ監営詞訟業務の具体的なありかたを把握するよい材料であることに間違いはない。また各記事は簡略ではあるが多様であり、甲午農民戦争・甲午改革を目前にした時期の地方社会が抱えていた問題、様々な身分・階層の人々の姿について、道

という広い範囲で情報を伝えてくれる。東学の活動については筆者の力では読みとることができないが、開港後の社会の変動と持続とを検討していく上で忠清監官『詞訟録』の持つ価値は小さくないであろう。今後、多様な観点からの利用が期待される。

註

(1) 阿川文庫については、東京大学総合図書館『阿川文庫目録』を修正・増補したリストと同文庫の解説が『朝鮮文化研究』第五号(東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九八年)に載せられている(『東京大学総合図書館所蔵阿川文庫リスト』、吉田光男「阿川文庫の成立とその性格」)。

(2) 民状置簿冊一般の特徴・性格については、金仙卿「民状置簿冊解題」(『韓国地方史資料叢書』一〇、驪江出版社、一九八七年)、金仁杰「民状」을 통해 본 19世紀前半郷村社会問題」(『韓国史論』「ソウル大」二三、一九九〇年)二三六〜二四一ページに詳しい(韓国語文献については文献名など便宜的に一部漢字に置き換えている。以下、同じ)。

(3) 民状置簿冊などにより司法制度・実態を考察したものに、金仙卿「民状置簿冊을 통해서 본 朝鮮時代の 裁判制度」(『歴史研究』一、一九九二年)、趙允旋「朝鮮後期の 田番訟과 法的対応策」(『民族文化研究』二九、一九九六年)などがあり、民状置簿冊の内容を分析した研究に、金仁杰「民状」을 통해 본 19世紀前半郷村社会問題」(前掲)、박명규「19世紀後半郷村社会의 葛藤構造」(『韓国文化』「ソウル大」一四、一九九三年)、시귀선「光武改革期の 淳昌地方郷村社会研究」(『全北史学』一九・二〇、一九九七年)がある。また、訴訟・請願関係古文書によって司法制度を追求したものに全良穆「山訟을 통해서 본 朝鮮後期 司法制度運営実態와 그 特徴」(『法史学研究』一八、一九九七年)、拙稿「李朝後期在地土族家門傳來の所志類について」(『人文科学研究』「新潟大学人文学部」九三、一九九七年)などある。あわせて参照されたい。

(4) 一例を挙げれば、「一営吏金弘勾、呈以亡兄葬日至近、特為給由事。題給由一旬向事 吏房宮吏」(戊子八月初六日)。

(5) 表紙の「詞訟録第一」といった冊順の表記は第一・二・四・七〜九冊にのみあらわれ、「上」字は第一・二・四・六〜九冊にのみみえる。丙戌年の九冊が一連のものであることを示していよう。五月十三日から始まる記録に第一と題している点、不

可解であるが、これについては註14参照。

(6) 「一結城漁戸民等、呈以均□□□□有前例、今至倍数、海防宮収税自昨年勅設□□□□处分事」(丙戌九月初七日)、「一京居雲峴宮饌庖監官徐基煥、呈以恩津論山場屠販即雲峴宮饌庖、而本邑該吏牛油三十斤卜定事」(丙戌九月二十三日)。

(7) 『日省録』高宗二十一年正月初四日、二十五年四月十九日条、『高宗実録』二十一年甲申正月初四日条。

(8) 「一日本人土田、呈以矣身給価一千五百兩、賃租一百五十石於鴻山地矣、自地方官防不許運、本価錢与並浮費推給於穀主事。題本省適被早歉穀貴、不得運他、理所当矣、不可許運向事」(戊子九月初八日)。

(9) この時期の防穀及び穀物貿易については、河元鎬「開港後 防穀令実施의 原因에 관한 研究」上・下(『韓国史研究』四九、五〇・五一、一九八五年)、吉野誠「開港期の穀物貿易と防穀令」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年)など参照のこと。

(10) 『奎章閣韓国本圖書解題続集』史部四、二〇三〜二〇五ページ(沈載祐執筆、ソウル大学校奎章閣、一九九七年)、金仙卿「忠清道民状置簿冊解題」(『韓国地方史資料叢書』二五、驪江出版社、一九九〇年)。

(11) 「詞訟録」という書名は忠清道内郡県の民状置簿冊にもあるが、他道にはみられない。

(12) 吉田光男前掲論文。

(13) 道の名称は清公道・公清道・忠公道・公忠道・忠洪道などしばしば変更されたが、『詞訟録』当時は忠清道に戻っている。以後まもなく甲午改革期の二三府制を経て忠清南道と忠清北道が分置されることになる(高宗三十三年・一八九六年)。

(14) 『詞訟録』当時の忠清道觀察使は次の三名である。閔泳商(高宗二十三年三月〜二十六年四月)、李憲植(高宗二十六年四月〜二十七年三月)、宋世憲(高宗二十七年三月〜二十八年九月、以上『日省録』高宗二十三年三月二十八日、二十六年己丑四月二十日、二十七年庚寅三月二十七日、二十八年辛卯九月十九日条)。閔泳商は特別に一年任期を延ばし、三年にわたり忠清道觀察使の職にあった(『備辺司臚録』高宗二十五年戊子四月十九日条)。觀察使の在職期間と『詞訟録』の現存状況がいくらか符合するよううにみえなくもなく、丙戌五月十三日に始まる冊に「詞訟録第一」と題しているのも、あるいは觀察使の赴任と関わるのであ

ろっか。

(15) 『輿地圖書』 忠清道觀察宮官職条。

(16) 觀察使の公州牧使兼任が確定するのは英祖代のことである(『統大典』 吏典外官職条、『公州監宮邑誌』「韓国精神文化研究院蔵書閣蔵」 建置沿革条、『輿地圖書』 忠清道)。

(17) 李羲權「朝鮮後期の 觀察使와 統治機能」(『全北史学』 九、一九八五年)、李樹健「朝鮮時代地方行政史」(民音社、一九八九年)。なお、朝鮮王朝の刑罰は五刑(笞杖徒流死)が基本であり、地方官では守令が笞刑まで、觀察使が流刑まで直断し、死刑は国王が決定することになっていた。

(18) 『統大典』 吏典外官職条、『輿地圖書』 忠清道。

(19) 李羲權前掲論文、一一〇〜一一二、一四七ページ。

(20) 監宮組織については、李勛相「朝鮮後期上級地方行政体制에 있어서 身分集團에 기초한 運宮構造와 行政実務集團의 出身地域의 偏在化」(『湖南文化研究』 二六、一九九八年) に詳しい。

(21) 『輿地圖書』 忠清道觀察宮官職条。このほか「觀察使幕府」(『輿地圖書』 同条) と称された都事も置かれていたが、この職は高宗代には廃されている(李羲權前掲論文二〇四〜二〇五ページ)。

(22) 「宮吏六十五人、無定数毎朔十一人入番」(『公山誌』 公廨条、『朝鮮時代私撰邑誌』 一五「韓国人文科学院、一九八九年」所收)。「詞訟録」には「吏房宮吏」「刑房宮吏」などがあらわれる。宮吏が各邑から立番した点については、李勛相「朝鮮後期の 郷吏」(一潮閣、一九九〇年) 一〇四ページ参照。

(23) 忠清監宮の宮吏の数は、『輿地圖書』 に三七人、『公州監宮邑誌』(官職条、正祖代一八世紀末頃) に三八人、『公山誌』(公廨条、哲宗一〇年「一八五九年」頃刊) に六十五人(「無定数毎朔十一人入番」とあり、鎮吏の数は同じく順に五四、一一七、八四、宮奴の数は四四、五五、七六である)。

(24) 『公山誌』 公廨条。

(25) 獄訟を含めた監宮司法業務の概要については、吳甲均『朝鮮時代司法制度研究』（三英社、ソウル、一九九五年）第五章「觀察使의 司法的機能」を参照されたい。なお、監宮で扱う詞訟には民からの直接の提訴・請願以外に守令が觀察使に対し判断を仰いでくる事案もあった。

(26) 『古文書』一六（ソウル大学校奎章閣、一九九八年）、所志類四〇五。

(27) ただし守令を経ずに監宮に提訴・請願することもあった（全昶穆前掲論文一三〇一五ページ）。かつて筆者が士族家門伝来の所志類を検討したところでは、対象とした議送三八件中三一件は守令にも同じ内容の所志類を提出していたが、七件は守令への提訴・請願を確認できなかった（拙稿前掲二二ページ）。

(28) 『古文書』一六、所志類四〇一・四〇二・四〇四。甲戌年には暗行御史にも提訴している（所志類四〇三）。一方訴えられた李道玄も、対抗して甲戌年と丁丑年に計五通の訴状を暗行御史・觀察使・公州判官に提出している（『古文書』一七「ソウル大学校奎章閣、一九九八年」、所志類一〇三二〜一〇三五）。なお、高宗十一年甲戌に暗行御史が忠清左右道に派遣されていることから、甲戌年はこの年、本文議送の庚寅年は高宗二十七年である可能性が高い（『日省録』高宗十一年十月三十日、十一月初三日条）。

(29) 觀察使の巡歴中に議送を接受していたことについては、丁若鏞の『牧民心書』に次のような記述がある。「大抵監司巡歴之法、絶無意味、（中略）每人郡県、受大饗進大饋、遂憊以臥、則宮吏在外、受民訴状、題判唯意、墓地之訟、曰査実決給、民瘼之訴、曰査実措処、並付本官。」（『牧民心書』戸典平賦上）

(30) 金仙脚前掲論文二五一ページ、拙稿前掲二四〜二五ページ。

(31) 註29参照。

(32) 『古文書』一六、所志類四〇六、『古文書』一七、所志類一〇三七。なお、こうした過程で監宮が議送への題とは別に守令に直接甘結を出して指示することもあった。

(33) 『関西総覧』二、宮房各掌、刑掌条。

(34) 平安道觀察使から國王への報告に「毎於歲首、去年内獄訟決遣度数、開録状聞、已有定式是白乎矣、詞訟段別無大段決理者是白乎等以、獄囚分叱開録于後(後略)」(『関西啓録』壬午正月初十日)とあり、重要詞訟案件については報告することがあったととれる。

(35) 金仁杰前掲論文二三七〜三三九ページ

(36) 亜細亜文化社、一九八五年。

(37) 内藤吉之助編、一九四二年。

(38) 驪江出版社、一九八七年。

(39) 『朝鮮民政資料牧民篇』解説、『朝鮮民政資料叢書』解題。

(40) 『奎章閣韓國本圖書解題統集』史部四(前掲)一八三〜二四四ページ。全羅道の『民状置簿』、慶尙北道の『議送抄概』は『詞訟録』とは書式が異なり、管下郡県別に記録している。

(41) 守令が親録するよう述べる牧民書もあり、あるいはこれが当初の形で、民状置簿冊作成が広まる中、吏の業務としてシステム化されていったのかもしれない。「民訴中、或有可疑与比常之事、及或欲憑籍官題、自外恐喝等事、則每留神省察、輒撮其要、親録於空冊」(「要覽」決訟、『朝鮮民政資料叢書』所収)。

(42) 金仙卿前掲論文一四六〜一四七ページ。

(43) この点、全旻穆前掲論文二五〜二八ページを参照されたい。

(44) 『詞訟録』の他の冊には「道内各邑諸吏等」が税米上納に関して觀察使に請願している例もある(丙戌九月二二日など)。

(45) 他の冊には前註「道内各邑諸吏等」のほか「道内儒生等」「八道藥商」「三南竹木工商都班首」「内四郡祿商等」「左道牛皮都賈」など郡県レベルを超えた諸階層の組織・結合をうかがわせる例や、「皮漢」「流離盲人」「妓生」など周縁・賤民層による訴訟・請願も散見される。前述のとおり「日本人」提出の記事も何件がある。

(46) 一四件中九件で姓に続けて「召史」を称しており、常民層以下であることを示すと考えられる。

(47) 山訟については、全良穆『朝鮮後期山訟研究』（全北大学校大学院博士学位論文、一九九六年）が詳しい。

(48) 『備辺司臚録』高宗二十五年戊子九月二十二日、十月二十七日、十一月十四日、十二月初八日条など。

(49) 法典では「三度得伸」とされていたが、これを越えて提訴・請願することも少なくなかった（全良穆前掲論文「二九九七年」二一～二五ページ）。『詞訟録』の題辞にも「健訟」「煩訴」といった表現が散見される。なお、上京して中央に提訴した後、あらためて監營に議送を出している事例もある（戊子八月二十日）。

(50) 宛先別では以上のほか當吏に指示するもの二三件に加え、元告・元隻に証拋となる文券を提出するよう命じる題、元隻に和解を勧告する題がそれぞれ一件ある。

(51) 各記事日付を示すと、戊子七月十三日・二十九日・八月初一日・初二日・初十日・十一日・二十三日・二十八日・九月初四日・初九日・二十三日・二十四日・二十五日・十月初二日・十五日・二十五日・十一月初六日・十一月初五日である。

(52) この時期の社会状況について簡潔には、趙景達『異端の民衆反乱』（岩波書店、一九九八年）八七～九二ページを参照されたい。